

教育経済常任委員会

委員長
門 真一郎



飯南町学習支援館の利用に係る使用料条例の制定

学習支援館は、生徒に正しい学習習慣を身に付けさせ、就学意欲を喚起し、学力の向上を図ることを目的にしているが、この手法をめぐりそれぞれの立場で賛否激論が交わされた。以下、委員会の発言要約を掲載。

委 員：学力が伸び悩んでいる理由は中高一貫教育にある。本来、義務教育は学校教育で完結すべきで、ここに力を入れれば高校や大学に入ってから学力が伸びるだけの基礎が付くはずだ。

委 員：小規模校は生徒一人ひとりに対し手厚い対応が出来ることがメリットだが、現実にはそうなっていないのではないか。

委 員：学習支援館は来島に開設が予定されているが、義務教育の機会の平等性を欠く。保護者への説明は。



除雪作業

教育長：保護者に対し意向調査は行っていない。

中学生に対しては頓原地区での開校も考える。

委 員：義務教育の義務は誰にある。

教育長：保護者に教育を受けさせる義務があり、子供には教育を受ける権利がある。

委 員：学習支援館に対し設置と管理に関する条例が必要ではないのか。

教育長：ソフト事業なので必要ないと考えている。

委 員：業務委託を受ける塾は大手ではないので対応が柔軟だ。本町にあった地域教育と一緒に目指して欲しい。

委 員：不景気が続いている中、多くの家庭で収入が減少している。減免でなく、免除を考えるべきだ。

委 員：教育長は日ごろより、親の収入が子供の将来を左右するようではいけないといっている。まったく同感だ、この精神を大切にして欲しい。

当委員会は「中学生に対する受講料を無料とすること」と「赤来、頓原の両地区で開講すること」の2点を付帯決議とし可決した。

平成23年度飯南町一般会計補正予算(第5号)

がんばる地域応援総合整備事業～224万円

全額県からの補助金で、新分野に進出し雇用の増大と経営の確立を図るための事業で、町を経由し農業法人に補助される。

委員から、この農業法人に対しこれまでの補助事業を含め、適切に事業効果を上げているのか検証すべきとの意見があった。

道路橋梁費の補正

| | |
|--------------|----------|
| ・除雪機械整備事業の減額 | △1,287万円 |
| ・町道三瓶公園線整備事業 | 1,300万円 |

除雪機械を導入するため入札を行ったところ、1,287万円予定価格より安く落札したために減額した。これを事業振り替えして、町道三瓶公園線を整備する。

委員からは、ロータリー除雪車をもう1台購入すべきではなかったかとの意見があったが、検討した結果、納期が今シーズンに間に合わない恐れがあり、断念したと回答があった。

*付帯決議とは…議会または委員会における審議の対象である事件の議決にあたって付けられる意見、または要望の決議のことをいう。
法的な拘束力はない。

総務厚生常任委員会

委員長
長島 正一

障がい者共同支援施設の設置及び管理に関する条例の制定

障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活を共同して営むことができるよう、必要な介護・支援・相談等を行う施設を建設し、管理を行うための条例を制定。

この施設の指定管理者に、株式会社あゆみを指定した。



株式会社あゆみ

平成23年度 飯南町一般会計補正予算(第5号)

普通交付税の減額と臨時財政対策債の増額

当初予算に対して普通交付税は、東日本大震災、昨年の国勢調査による人口減等の影響により1,885万円余減額。臨時財政対策債(実質的な普通交付税)は、3,770万円増額した。これは、当初予算額を低く見積もっていたため、本年の普通交付税確定額が減少に転じた点が憂慮される。

今後、国の財政状況が厳しさを増せば、地方財政への影響が懸念され、一層の財政運営健全化が求められる。

加田の湯増築工事等に町債580万円を増額

当初は、現在の施設に併設する計画であったが、中四国農政局の指導により、別棟として設置することになり増額補正。

事業内容変更による補正だが、当初から綿密な事業計画を立てた上で着手すべきと、委員から厳しい指摘があった。



飯南病院ナースステーション

災害対策に234万円を計上

災害にそなえ、毛布等の備蓄資材を購入するもの。非常食に50食が計画されているが少ない。雪害時の対応として電気に頼らない機器の調達も必要である等の意見が委員からあった。

執行部より総務厚生常任委員会へ対する報告事項

自治労島根県本部の要請により、当町より専従職員を派遣

旧頓原町の例や自治労の現状、本人の判断等を考慮して町長が許可した。

専従職員に対しては町から給与は支給しない。また所属課に正職員の配属はせず、臨時職員で対応するため2名分の賃金と共に賃費が今回の補正に計上された。

これに対し委員より、県観光振興課への職員派遣等の要望に対し人員不足を理由に派遣しなかった前例があるので、自治労からの要請には応えるべきでないという意見があった。